

研究

保護者から不適切な養育（虐待）を受けている 学齢児童に関する研究

—第2報 兵庫県小学校における教諭の虐待認識と対応システム—

福岡 淑子¹⁾, 郷間 英世²⁾
戸松 玲子³⁾, 稲垣 由子⁴⁾

〔論文要旨〕

兵庫県内の国・公立小学校159校を対象に不適切な養育（虐待）を受けている児童について、生徒指導担当教諭または生活指導担当教諭を回答者として平成16年に調査した結果、88校から回答が得られ、そのうち対応するシステムは86.4%の学校にあり、ほとんどが生徒指導委員会であった。不適切な養育を受けている児童について相談を受けた経験がある教諭は35.2%であり、過去5年間の他校との連携は21.6%、児童相談所など他機関との連携は36.4%が経験していた。また、通告および発見の義務は90%以上が認知していた。一方、虐待に関する研修は88.6%が必要と回答し、内容は発見と対応などの基本的な知識を求めている。

同規模で行った筆者らの平成11年の調査結果と比較すると、校内対応システム、他校および他機関との連携経験、通告義務の認知などは、いずれも増加していた。これらの結果から、小学校では虐待への関心や理解が高くなり、組織的に対応し、連携の輪が広がっているものと考えられた。

Key words : 不適切な養育, 虐待, 学校, 対応システム, 連携, 法律の認知

I. 目 的

児童虐待が後を絶たず、厚生労働省が発表した平成17年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、前年度に比べ約3%増加し34,451件あり¹⁾、10年前の12.7倍に達している。また、深刻化する児童虐待を受けて警察庁は、児童虐待が疑われる家庭に対する積極的な立ち入りを促し、行政との連携強化を指示する通達を全国の警察本部に出した²⁾。このように児童虐待は、深刻な社会問題になっている。

筆者らは、平成11年に兵庫県内の国・公立小学校の約5分の1にあたる157校を対象に保護者から不適切な養育を受けている児童の実態とその対応システムに関する調査を行い、59校（37.6%）から有効な回答を得た。その結果、小学校には多くの不適切な養育を受けている児童が在籍していた。そして、これらの児童を指導する際には、校内で相談したり他機関と連携したりしていることから、学校は虐待を発見できる機関として位置付けられると結論付けられた³⁾。その後、平成12年には児童虐待の防止等

Cases of Child Abuses Found by Survey at Elementary Schools in Hyogo Prefecture, Japan

[1901]

(Part II) Recognition of Teachers about the Law and System

受付 07. 1. 4

Toshiko FUKUOKA, Hideyo GOMA, Reiko TOMATU, Yuko INAGAKI

採用 07. 4. 10

1) 兵庫県立神戸特別支援学校（教諭）

2) 奈良教育大学 教育実践開発講座特別支援教育（研究職/小児科医）

3) 大阪青山短期大学 幼児教育・保育科（研究職）

4) 甲南女子大学 人間科学部（研究職/小児科医）

別刷請求先：福岡淑子 兵庫県立神戸特別支援学校 〒651-1144 兵庫県神戸市北区大脇台10-1

Tel : 078-592-6767 Fax : 078-592-6768

に関する法律が施行されて、学校の教職員等に虐待の早期発見の努力義務が課せられた。そして、平成14年には玉井らを中心とした文部科学省科学研究費研究班が「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」を行っている⁴⁾。

このような社会の動きの中で、学校の虐待への認識や発見および対応が変化してきていることが予測されるが、学校側から児童虐待を捉えた研究は少ない。

そこで、筆者らは平成16年に兵庫県内の国・公立小学校159校を対象に再び調査を行い、88校から有効な回答を得た。そして、そのうち53.4%の学校には不適切な養育を受けている児童が在籍しており、ネグレクト的内容および心理的内容が多く発見されていることを第1報で報告した⁵⁾。

この第2報では、不適切な養育を受けている児童を発見した際の校内の対応および他機関との連携の実態、ならびに教職員の関連する法律に関する認知の程度や研修等の必要性について報告し、今後どのような課題が残されているのかを考えたい。

II. 方 法

調査対象は第1報と同様、兵庫県教育関係職員録⁶⁾に掲載されている国・公立小学校842校のうち、無作為に抽出した159校であり、回答者は校務分掌として学校の生徒指導を把握している生徒指導担当教諭または生活指導担当教諭（以下生指教諭）とし、無記名で回答を求めた。調査期間は平成16年（2004年）8～9月で、各校に郵送にて調査用紙を配布し回収を行った。調査の内容は、①不適切な養育を受けている児童を発見した際の校内での相談および対応システムの有無、②過去5年間の他校および他機関との連携の有無とその内容、③児童虐待に関する法律の認知の有無、④教員の研修の必要性、などについて尋ねた。③の法律は虐待の通告義務に関する児童福祉法第25条「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見したときは、これを福祉事務所または児童相談所に通告しなければならない。」⁷⁾および児童虐待の防止等に関する法律（以下虐待防止法）第5条「学校の教職

員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」⁸⁾である。

また、調査内容①、②、③は平成11年に筆者らが行ったものとほぼ同一なので、今回の調査結果と比較した。

III. 結 果

1. 回収結果

回収できた有効な回答は、88校（55.3%）である。これを平成11年と比較すると、今回の方が17.7%増加していた。

2. 校内での対応

担任や管理職などから相談を受けたことがある生指教諭は31人（35.2%）、相談した生指教諭は29人（33.0%）であった。相談の相手は校長86.2%、教頭82.8%、担任75.9%、養護教諭69%であり、少数ではあるがスクールカウンセラー6.9%や校医3.4%も含まれていた。校内の対応システムは、76校（86.4%）があると回答し、名称の多くは生徒指導委員会（または生活指導委員会）であった。その他には、職員会議、就学指導委員会、人権教育推進委員会、特別配慮を要する子どもに関する研究会があった。会のおもな構成メンバーは、校長、教頭、養護教諭、生指教諭、学年代表教諭、担任などであり、人数は6～12人であった。

平成11年と今回の比較では、相談を受けた生指教諭は10.2%から35.2%に、相談した経験がある生指教諭も16.9%から33.0%に増えていた。一方、対応システムがあると回答した学校は、40.7%から86.4%へと大幅に増加していた（表1）。

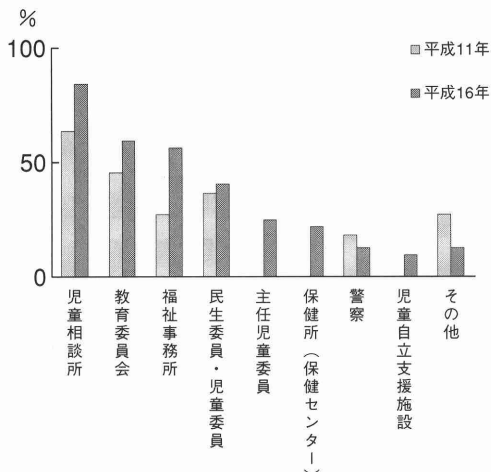
表1 学校における対応システムおよび過去5年間の連携の割合
単位：校（%）

調査年	平成16年 (n=88)	平成11年 (n=59)
あり		
対応システムあり	76 (86.4)	24 (40.7)
他校との連携あり	19 (21.6)	6 (10.2)
他機関との連携あり	32 (36.4)	11 (18.6)

3. 他校との連携

過去5年間に不適切な養育を受けている児童のために他校との連携を行った学校は19校(21.6%)であり, そのうち不適切な養育を受けている児童の在籍校は18校(37.5%)であった。相手校は対象児のきょうだいの中学校が6校(33.3%), 保育所・幼稚園が3校(16.7%), 対象児がこれまで在籍していた学校(保育所・幼稚園含む)が3校(16.7%), 転出した小学校が4校(22.2%), 進学した中学校が1校(5.6%)であった。

平成11年と今回の比較では, 連携した学校は10.2%から21.6%に増えていた(表1)。



※その他

平成11年:3校(病院, スクールカウンセラー, 少年愛護センター)

平成16年:4校(病院, スクールカウンセラー, 児童養護施設, 知的障害児施設)

(複数回答, %は過去5年間に各機関と連携した小学校の割合を示す。)

図1 連携した機関

4. 他機関との連携(図1)

過去5年間に不適切な養育を受けている児童のために他機関と連携した学校は32校(36.4%)であり, そのうち不適切な養育を受けている児童の在籍校は29校(60.4%)であった。連携先は児童相談所27校(84.4%), 教育委員会19校(59.4%), 福祉事務所18校(56.3%), 民生委員・児童委員13校(40.6%), 主任児童委員8校(25%)であり, 少数では警察4校(12.5%), 児童自立支援施設3校(9.4%)があり, 病院は1校(3.1%)のみであった。

平成11年と今回の比較では, 他機関との連携を経験した学校は18.6%から36.4%へと増えていた(表1)。連携数は, 児童相談所が63.6%から84.4%に増え, 福祉事務所も27.3%から56.3%になり, 連携機関は新たに主任児童委員や保健所および保健センター等が加わって8機関から12機関になった。

5. 法律の認知と通告に対する考え

児童福祉法および虐待防止法に関する認知と通告に対する生指教諭の考えを表2に示した。

児童福祉法の虐待の通告義務については, 93.2%が認知しており, 通告先については福祉事務所と児童相談所の両方を知っていたのが53.4%, 児童相談所のみは35.2%であった。また, 通告義務を知らなかった6人のうち通告機関も知らないのは4人(未記入の1人含む)であった。虐待防止法の早期発見の義務については, 92.0%が認知しており, 通告の意思については, 80.7%が通告すると答えた。その理由として「子どもの人権および健全な成長を願うため」が多く, 次いで「他機関連携の必要性」, 「早

表2 虐待に関する法律を認知していた割合と通告の意思

単位: 人 (%)

認知・意思あり		調査年	平成16年 (n=88)	平成11年 (n=59)
児童福祉法 第25条 虐待の通告義務の認知	両方知っていた		47 (53.4)	23 (39.0)
	福祉事務所のみ		4 (4.5)	6 (10.2)
	児童相談所のみ		31 (35.2)	17 (28.8)
児童虐待の防止等に関する法律 第5条 早期発見の義務の認知			81 (92.0)	
虐待の通告意思がある			71 (80.7)	42 (71.2)

期対応の必要性」,「国民および教職員としての義務」であった。通告しないと答えた者は1人だけであり,理由は「管理職から通告」であった。わからないと答えた者は14.8%で,おもな理由としては「すぐに通告することには疑問」,「校内で相談」であり,少数ではあるが「保護者と話し合う」,「家庭内の問題のため立ち入ることに抵抗」もあった。

平成11年との比較では,通告義務に対する認知は76.3%から93.2%と高くなり,通告先を両方知っていたのは39.0%から53.4%に,児童相談所のみは28.8%から35.2%に増えていた。通告に対する考えは,通告する者が71.2%から80.7%に増えていた。

6. 研修の必要性

虐待に関する研修は,78人(88.6%)が必要であると考えており,理由の多くは,「学校として共通理解をするため,虐待について関心を持ち正しい認識をする」であった。希望する研修内容については「虐待の発見と対応の仕方」27人(44.3%),「事例を通して具体的に実態が知りたい」23人(37.7%)であった(表3)。具体的には,「身近で気がつかず見落としそうなポイント」,「手遅れにならずに子どもを危険な状態から保護する方法」,「親を刺激せず対応する手立て」,「岸和田事件の教訓」,「プライバシー

シーがあり,立ち入れないので経験豊かな人の実践的なアドバイス」などの基本的な知識を求めている。他には,発見後の「子どものこころのケア」,「子どもや親の心理」に関すること,対応する際必要となる「法的なこと」,虐待に至らないように「予防」するための知識も求めている。また,研修の経験者は必要性を肯定する意見を書いた者が多かった。

研修の形態としては,「PTA」や「教育委員会」主催で,対象は「保護者」,「教諭(養護教諭以外)」,「管理職」という意見であった。講演者は,児童相談所職員,福祉事務所職員,精神科医師,カウンセラー,民生委員,学校関係者,民間団体(CAP)であった。

IV. 考 察

今回の結果を平成11年のものと比較すると,第1報で報告したように不適切な養育を受けている児童が在籍する学校の割合は,平成16年は53.4%であり,平成11年の52.5%とあまり変化はなかった。しかし,調査の回収率,対応システムのある学校の割合,他校および他機関との連携経験,通告義務や通告場所の認知,通告の意思などは,いずれも大幅に増加していた。

回収率の増加は,児童虐待に対する学校の理解と関心の高まりを示していると考ええる。また,対応システムを有する学校や連携の割合の増加は,教師が個人で抱え込まず学校全体でそして関係諸機関とともに解決していこうという考え方が広がっていることを示していると考えられる。これらは,平井が⁹⁾,児童虐待に対して教職員は一人で抱え込まず,職員会議などで情報の共有化を図るとともに,子どもへの関わりや保護者との対応,地域との関わり,関係機関等との多様な連携が必要であると述べていることを学校が実践しはじめているものと考えられる。

法律の認知は,通告の義務も早期発見の義務も90%以上の生指教諭が認知しており,これは平成14年に玉井ら⁴⁾の研究班が12都道府県と3政令指定都市の学校(幼稚園,小学校,中学校)を対象に行った結果の「知っている」と「聞いたことはある」を合わせた83.6%(通告の義務)や86.2%(発見の義務)よりやや多かった。また,

表3 希望する研修内容(複数回答) n=61
単位:人(%)

研修内容	人数
発見(のポイント)と対応の仕方	27(44.3)
事例を通して具体的に実態を知りたい	23(37.7)
専門家(児童相談所,精神科医師,カウンセラー,民生委員等)による講演	6(9.8)
法的なこと	3(4.9)
子どものこころのケア	2(3.3)
子どもや親の心理(理解)	2(3.3)
相談を受ける側のカウンセリング技術	2(3.3)
関係機関との連携	2(3.3)
予防(未然に防ぐ,起こさないためには)	1(1.6)
暴力から身を守るプログラム	1(1.6)

児童相談所の認知は88.7%と高く、平成11年の結果を20%以上上回っていることから通告先の認知として定着していることがわかった。通告の意思ありの増加は、平成16年に虐待防止法の一部を改正する法律が公布され、発見に止まらず虐待の予防およびその防止、虐待を受けた児童の保護および自立の支援に関する行政施策への協力、児童や保護者に対する防止のための教育または啓発に努めることが明記されたことも教諭の意識をより高めさせる結果になったと思われる。

虐待に関する研修は、生指教諭の88.6%が必要を感じており、その内容は発見や対応のための基本的な知識や具体的な事例を学びたいとする声が多く、さまざまな職種による講演も望んでいることから、教諭が他職種および他機関の職務内容にも関心を持っていることが明らかになった。

中野ら¹⁰⁾は、教師が経験した学校危機を調査した結果、「いじめ」が一番多く、次いで「児童生徒の暴力行為」であるが、児童虐待は6番目に頻度が高いことを報告している。このように、児童虐待は学校危機としても身近な問題のひとつになっている。しかし、家庭の問題に踏み込む必要がある虐待への対応は、保護者との信頼関係を壊す可能性もあり、教師にとっては非常に強い緊張を強いられる。これは、希望する研修内容に「親を刺激せず対応するにはどうしたらいいか」、「プライバシーがあり、立ち入れないので経験豊かな人の実践的なアドバイス」を挙げていることから明らかであり、学校として虐待への対応が難しいことを表している。兵庫県教育委員会¹¹⁾では、虐待防止法の改正を受けて、平成17年3月「学校における児童虐待の対応について」を作成し、各小学校および盲・聾・養護学校に配布している。このような取り組みは他の地方自治体でもなされ¹²⁾、厚生労働省も同年3月に「子ども虐待対応の手引き」の改訂版を作成¹³⁾していることから、これらの教師向け指導資料および啓発資料や手引きなどを活用した研修会が、教育委員会等の主催で、継続して各地で開催されることが望まれる。

また、文部科学省から委託を受けた調査研究会議¹⁴⁾は、虐待対応の中核になる担当者として、

関係機関との連携の知識とノウハウを持つ者を虐待対応教職員とする必要性を述べている。今後、学校における虐待への対応に関しては、専門的な職員の配置やきめ細かい指導および関係機関とのスムーズな連携が求められると考えられる。そのためには、研修体制の充実や福祉および保健行政を含めた大規模なシステム作りが必要になろう。

本研究の一部は平成16年度独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（奨励研究）No.16907037を用いた。

文 献

- 1) 厚生労働省. 平成17年度児童相談所における児童虐待相談件数(速報値). 厚生労働省ホームページ. 2006. 《<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/h0629-4.html>》.
- 2) 神戸新聞. (平成18年9月26日版) 児童虐待早期発見で警察庁警察の立ち入り促す. 2006. 夕刊.
- 3) 福岡淑子. 小学校および盲・聾・養護学校における保護者から不適切な養育を受けている児童の実態と対応に関する調査研究(兵庫教育大学修士論文). 1999: 1-42.
- 4) 玉井邦夫, 滝川一廣, 西澤哲他. 児童虐待に関する学校の対応についての調査研究. 文部科学省特別研究促進費研究班. 2003. 14-62.
- 5) 福岡淑子, 郷間英世, 稲垣由子他. 保護者から不適切な養育(虐待)を受けている学齢児童に関する研究—第1報兵庫県小学校における児童の実態調査—. 小児保健研究2007; 66 (1): 16-21.
- 6) 兵庫県教職員組合. 兵庫県教育関係職員録. 2004: 1-514
- 7) 児童福祉法の一部を改正する法律案新旧対照条文. 厚生労働省ホームページ 《<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/02/tp0210-5.html>》.
- 8) 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年改正)〔概要, 新旧対照表, 施行通知〕厚生労働省ホームページ. 《<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>》.
- 9) 平井俊春. 虐待対応のための校内体制. 柏女霊峰監修・編. 子ども虐待教師のための手引き. 第1版東京都: 時事通信社: 2001: 75-87.

- 10) 中野真寿美, 上地安昭. 学校危機の現状と危機対応への緊急課題. 「心の危機対応実践ハンドブック」作成委員会編. 「心の危機対応実践ハンドブック」作成委員会研究報告書. 兵庫県: 兵庫県立教育研修所心の教育総合センター: 2001: 4-31.
- 11) 兵庫県教育委員会. 児童虐待に対する学校対応について. 2005: 1-18.
- 12) 文部科学省. 学校における児童虐待に関する対応. 文部科学省ホームページ. 2006. 《http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/044.htm》
- 13) 厚生労働省. 子ども虐待対応の手引き (平成17年3月25日改定版). 厚生労働省ホームページ. 2005. 《<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv05/tebiki.html>》
- 14) 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査会議. 学校等における児童虐待防止に向けた取組について (報告書). 文部科学省ホームページ. 2006. 《http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513.htm》